

動物愛護管理法省令事項 素案

- ※ 以下「法」とは、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）をいう。
- ※ 以下「旧法」とは、改正法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律をいう。
- ※ 以下「施行規則」とは、現行の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）をいう。
- ※ 以下において使用する語は、法において使用する用語の例による。
- ※ 素案は、改正法による改正に伴い新たに環境省令へ委任された事項等で構成され、条ずれ対応等の技術的修正に係る事項は含まれない。

1. 第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加（法第12条関係）

法参照条文

（登録の拒否）

第12条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準*に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準*に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準*に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～七 （略）

七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者⁽¹⁾

八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人⁽²⁾⁽³⁾のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 個人であつて、その環境省令で定める使用人⁽²⁾⁽³⁾のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

2 （略）

※ 当該環境省令委任事項は、改正法附則第1条第1号に規定する規定の施行に伴い別途検討する（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）。

（1） 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者（法第12条第1項第7号の2）

施行規則に以下のとおり規定する。

- ① 法第19条第1項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第16条第1項第4号又は第5号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から5年を経過しないもの
- ② ①の期間内に法第16条第1項第2号、第4号又は第5号の規定による届出をした法人（合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者であつて、前号に規定する通知があった日前30日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から5

年を経過しないもの

(2) 環境省令で定める使用人（法第12条第1項第8号及び第9号）

法第12条第1項第8号及び第9号の環境省令で定める使用人は、法第10条の登録の申請をした者の使用人であって、第一種動物取扱業に関し法第10条第2項第2号の事業所の業務を統括する者とする。

(3) 様式第1及び様式第4の改正

第一種動物取扱業の登録及び登録更新に係る申請書において、環境省令で定める使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類を添付書類とすることを規定することとする。

2. 周辺の生活環境が損なわれている事態、虐待を受けるおそれがある事態

(法第 25 条関係)

法参照条文

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態⁽¹⁾が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態⁽¹⁾が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態⁽²⁾が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5～7 (略)

(1) 周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態

(法第 25 条第 1 項及び第 2 項)

施行規則を以下のとおり改正する。

改正後	現行
<p>(周辺の生活環境が損なわれている事態)</p> <p>第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、<u>周辺地域の住民</u>（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、当該支障が複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により周辺住民の間で共通の認識となつておりと認められる事態及び<u>周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事</u></p>	<p>(周辺の生活環境が損なわれている事態)</p> <p>第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、<u>かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつておりと認められる事態とする。</u></p>

<p>情があると認められる事態とする。</p> <p>一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音</p> <p>二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気</p> <p>三 (略)</p> <p>四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物</p>	<p>一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音</p> <p>二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気</p> <p>三 (略)</p> <p>四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物</p>
--	---

(2) 虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態（法第 25 条第 4 項）

施行規則を以下のとおり改正する。

改正後	現行
<p>(虐待を受けるおそれがある事態)</p> <p>第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>(虐待のおそれがある事態)</p> <p>第十二条の二 法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。</p> <p>一～六 (略)</p>

3. 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（法第 35 条関係）

法参照条文

（犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合⁽¹⁾には、その引取りを拒否することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする⁽¹⁾。

4～6 （略）

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる⁽²⁾。

8 （略）

（1） 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合

（法第 35 条第 3 項）

法第 35 条第 3 項において読み替えられた同法第 35 条第 1 項ただし書の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合として、施行規則に以下の場合を規定する。

- ① 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合
- ② 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

(2) 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

(平成 18 年環境省告示第 26 号 最終改正：平成 25 年環境省告示第 86 号)

改正後	現 行
<p>動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 35 条第 1 項本文及び第 3 項の規定による犬又は猫の引取り並びに法第 36 条第 2 項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第 1 犬及び猫の引取り</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 都道府県知事等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められたときは、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあると認められる場合又は動物の健康や安全を保持するために必要と認められる場合は、引取りを行うこと。ただし、当該事態が生ずるおそれがないと認められる場合など引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>4～7 (略)</u></p> <p>第 2 負傷動物等の収容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第 1 の <u>4 から 7 までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を収容した場合について準用する。</u></p> <p>第 3～第 5 (略)</p> <p>第 6 報告</p> <p>都道府県知事等は、犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況、<u>収容中の死亡数を、別記様式により、環境省自然環境局長に報告すること。</u></p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 35 条第 1 項本文及び第 3 項の規定による犬又は猫の引取り並びに法第 36 条第 2 項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第 1 犬及び猫の引取り</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>3～6 (略)</u></p> <p>第 2 負傷動物等の収容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第 1 の <u>3 から 6 までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を収容した場合について準用する。</u></p> <p>第 3～第 5 (略)</p> <p>第 6 報告</p> <p>都道府県知事等は、犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別記様式により、環境省自然環境局長に報告すること。</p>

4. 動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加（法第21条の5関係）

法参照条文

（動物に関する帳簿の備付け等）

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところ⁽¹⁾により、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項⁽²⁾を記載し、これを保存しなければならない。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところ⁽³⁾により、環境省令で定める期間⁽⁴⁾ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
- 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
- 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 五 その他環境省令で定める事項

施行規則を以下のとおり改正する。

改正後	現 行
<p>（動物に関する帳簿の備付け等）</p> <p>第十条の二 <u>法第二十一条の五</u>第一項の環境省令で定める事項⁽²⁾は、<u>次に掲げる事項とする</u>。この場合において、<u>動物販売業者等のうち犬又は猫を取り扱う者は当該犬又は猫の個体ごとに帳簿を記載し、犬又は猫以外の動物を取り扱う者は、当該動物を所有又は占有した日及び当該動物の品種等ごとに帳簿を記載するものとする</u>⁽¹⁾。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該動物の品種等の名称 二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行 	<p>（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け）</p> <p>第十条の二 <u>法第二十二条の六</u>第一項の環境省令で定める事項は、<u>次のとおりとする</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該犬猫等の品種等の名称 二 当該犬猫等の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された犬猫等であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された犬猫等であつて、

<p>った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、<u>捕獲された動物にあつては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所</u>)</p> <p>三 当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）</p> <p>四 当該動物を所有又は占有するに至った日</p> <p>五 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地</p> <p>六 当該動物の販売又は引渡しをした日</p> <p>七 当該動物の販売若しくは引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地</p> <p>八 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況</p> <p>九 当該動物の販売を行った者の氏名</p> <p>十 <u>販売を行う場合にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況</u></p> <p>十一 <u>貸出しを行う場合にあつては、当該動物の貸出しの目的及び期間</u></p> <p>十二 当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日</p> <p>十三 当該動物の死亡の原因</p> <p>2 法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない⁽²⁾。</p> <p>3 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる⁽²⁾。</p> <p>4 帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載</p>	<p>繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)</p> <p>三 当該犬猫等の生年月日（輸入等をされた犬猫等であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）</p> <p>四 当該犬猫等を所有するに至った日</p> <p>五 当該犬猫等を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地</p> <p>六 当該犬猫等の販売又は引渡しをした日</p> <p>七 当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地</p> <p>八 当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況</p> <p>九 当該犬猫等の販売を行った者の氏名</p> <p>十 当該犬猫等の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況 (新規)</p> <p>十一 当該犬猫等が死亡（犬猫等販売業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日</p> <p>十二 当該犬猫等の死亡の原因</p> <p>2 法第二十二条の六第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。</p> <p>4 帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載</p>
---	---

された書類を整理し、保存するよう努めなければならぬ⁽²⁾。

(動物に関する届出)

第十条の三 法第二十一条の五第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする⁽³⁾。

2 法第二十一条の五第二項の環境省令で定める期間⁽⁴⁾は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 前項の期間⁽⁴⁾は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあつては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。

4 法第二十一条の五第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする⁽³⁾。

された書類を整理し、保存するよう努めなければならぬ。

(犬猫等の個体に関する届出)

第十条の三 法第二十二条の六第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十二条の六第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 前項の期間は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあつては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。

4 法第二十二条の六第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

5. 動物取扱責任者等に関する要件の追加（法第 22 条関係）

法参照条文

（動物取扱責任者）

第二十二條 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところ⁽¹⁾により、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二條第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところ⁽²⁾により、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。）を受けさせなければならない。

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

（1） 動物取扱責任者の選任要件について

施行規則を以下のとおり改正する。

改正後	現 行
<p>（動物取扱責任者の選任）</p> <p>第九條 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。</p> <p>一 <u>次に掲げる要件のいずれかに該当すること。</u></p> <p>イ <u>獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第三条の免許を取得している者であること。</u></p> <p>ロ <u>愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三条の免許を取得している者であること。</u></p> <p>ハ <u>営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一</u></p>	<p>（動物取扱責任者の選任）</p> <p>第九條 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。</p> <p>一 <u>第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。</u></p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

<p><u>年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。</u></p> <p>ニ <u>営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。</u></p> <p>二 （略）</p>	<p>（新規）</p> <p>二 （略）</p>
---	--------------------------

【経過措置】

- この省令の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定により第一種動物取扱業の登録を受けている者については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第9条第1号の規定はこの省令の施行の日から3年間は、なお従前の例によることとする。

(2) 動物取扱責任者研修について

施行規則を以下のとおり改正する。

改正後	現 行
<p>(動物取扱責任者研修)</p> <p>第十条 都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、<u>第一種動物取扱業の業務の実施にあたり当該登録に係る都道府県知事が地域の実情に応じて効果的であると認める事項を内容とする動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。</u>ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。</p> <p>一～三 (削る)</p>	<p>(動物取扱責任者研修)</p> <p>第十条 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。</p> <p>一 一年に一回以上受けさせること。</p> <p>二 一回当たり三時間以上受けさせること。</p> <p>三 次に掲げる項目について受けさせること。</p> <p>イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）</p> <p>ロ 飼養施設の管理に関する方法</p> <p>ハ 動物の管理に関する方法</p> <p>ニ イからハマまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。</p>

6. 特定動物の飼養及び保管の禁止の特例（法第 25 条の 2 関係）

法参照条文

（特定動物の飼養及び保管の禁止）

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合⁽¹⁾は、この限りでない。

（1） 診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合

- 施行規則の該当条文の見出し「飼養又は保管の許可を要しない場合」を「飼養等の禁止の適用除外」と改める。
- 法第 25 条の 2 の環境省令で定める場合は、施行規則第 13 条第 1 号から第 11 号までの内容を規定しつつ、加えて、「国の職員が遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合」を規定する。

7. 特定動物の飼養又は保管の目的、許可の基準等（法第 26 条～第 28 条関係）

法参照条文

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的⁽¹⁾で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより⁽²⁾、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項
- 八 その他環境省令で定める事項

（変更の許可等）

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより⁽²⁾都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2・3 （略）

（1） 許可の対象となる「環境省令で定める目的」について

法第 26 条第 1 項に規定する環境省令で定める目的は、施行規則において次に掲げるものを規定する。

- ① 動物園その他これに類する施設における展示
- ② 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- ③ 生業の維持
- ④ 改正法附則第 4 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第 26 条第 1 項の規定による許可を受けて行われる特定動物（以下「旧法上の特定動物」という。）の飼養又は保管

【旧法上の特定動物の継続的な愛玩飼養】

- ⑤ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 152 号。以下「経過措置等政令」という。）の規定により法第 26 条第 1 項の規定により受けた許可とみなされた許可を受けて行う旧法上の特定動物が交雑することにより生じた動物（以下「交雑種」という。）の飼養又は保管

【旧法上の特定動物の交雑種の継続的な愛玩飼養】

- ⑥ 改正法附則第 4 条第 1 項及び経過措置等政令の規定により行われる旧法上の特定動物若しくは旧法上の特定動物の交雑種の飼養又は保管について、改正法の施行日以後にこれらの動物を飼養又は保管する特定飼養施設の所在地を変更する場合（これらの動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外に変更する場合に限る。）

【都道府県の越境に伴う旧法上の特定動物及びその交雑種の継続的な愛玩飼養】

- ⑦ 法第 26 条第 1 項の許可を受けた者が死亡した場合であって、当該者が死亡した日から 60 日を経過した後において法第 26 条第 1 項の許可を受けて相続人が行う特定動物の飼養又は保管
- ⑧ その他、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的

（２） 様式第 14 及び様式第 18 の改正

法第 26 条第 1 項の許可の申請については施行規則第 15 条第 1 項に規定されており、法第 28 条第 1 項の変更の許可の申請については施行規則第 18 条第 1 項に規定されており、それぞれ様式第 14 及び様式第 18 による申請書を提出して行うこととされている。改正法により、特定動物の飼養又は保管について規制が強化され、その目的により許可の可否が判断されることとなったため、様式第 14 及び様式第 18 による申請時に、目的の確認を行う項目を追記するとともに、目的に関する説明資料を添付させることとする。